

板橋区各種実習生受入れ事業実施要綱

(平成 16 年 11 月 4 日区長決定)

(平成 31 年 4 月 1 日一部改正)

(目的)

第 1 条 この要綱は、板橋区立施設（以下「区立施設」という。）において実習を必要とする者（以下「実習生」という。）の受入れに関し、必要事項を定めることを目的とする。

(事業内容)

第 2 条 この要綱が対象とする事業の内容は、大学、短期大学及び各種専門学校等（以下「養成機関」という。）からの依頼に基づき、当該養成機関の学生等に対して、区立施設において、必要な実習を行うものとする。

(実習生の範囲)

第 3 条 事業の対象となる実習生は、養成機関に在籍する学生等で、資格取得（これに準ずるものと含む。）のために実習を必要とする者とする。

(実習の条件)

第 4 条 実習生は、実習に当たり当該区立施設の長の指示に従うものとする。

2 養成機関は、実習に要する費用及び実習指導に要する教材等の実費を負担するものとする。

(実習の依頼)

第 5 条 区長は、実習を希望する養成機関の長から実習目的、期間、日数、学生等の人数、希望施設名及び実習生の氏名等必要な事項を記載した実習依頼書（別記第 1 号様式）を徴するものとする。ただし、実習依頼書の様式については、養成機関が作成する必要な事項を記載した別書式がある場合は、これに代えることができる。

(実習の受入れ決定)

第 6 条 区長は、前条の実習依頼書の提出を受けたときは、所管する区立施設の長と協議の上、実習生の受入れの可否について決定し、養成機関の長に対して、実習目的、期間、日数、学生等の人数、受入れ施設名及び実習生の氏名等必要な事項を記載した実習受入れ決定書（別記第 2 号様式）を交付するものとする。ただし、実習受入れ決定書の様式については、養成機関が作成する必要な事項を記載した別書式がある場合は、これに代えることができる。

(実習に関する協定)

第 7 条 区長が実習生を受入れると決定したときは、板橋区と養成機関は実習の受入れに関する協定書（別記第 3 号様式）を締結するものとする。

(費用負担)

第 8 条 第 4 条第 2 項に規定する実習に要する費用の額は、別表に定める額とする。この場合の額は、実習生 1 人につき 1 日当たりのものとする。

2 費用の徴収については、実習終了後に板橋区が前項の規定に基づき算定した実習に要する費用及び実習指導に要する教材等の実費を養成機関又は実習生に請求するものとする。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、政策経営部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に実習の依頼を受けているものについては、この要綱の相当規定に基づき行われたものとみなす。

別 表（第 8 条関係）

実 習 区 分	実習に要する費用の額
訪 問 介 護 員	2, 000 円
そ の 他	1, 000 円

申請番号

年　月　日

(あて先) 板橋区長

養成機関等の長 (印)

実習依頼書

のことについて、下記により実習を行いたいので、板橋区各種実習生受入れ事業実施要綱第5条の規定に基づき、申請いたします。

記

1. 実習目的				
2. 実習期間・日数・人数・受入れ希望施設				
期間	日数	人数	希望施設名	氏名
月 日～月 日	日間	人		
月 日～月 日	日間	人		
月 日～月 日	日間	人		
月 日～月 日	日間	人		
月 日～月 日	日間	人		
3. 特記事項				

承認番号

年 月 日

(養成機関等の長)様

板橋区長 (公印)

実習受入れ決定書

のことについて、下記により板橋区各種実習生受入れ事業実施要綱第6条の規定に基づき、依頼のとおり受入れを承認いたします。

記

1. 実習期間・日数・人数・受入れ施設				
期間	日数	人数	受入れ施設名	氏名
月 日～月 日	日間	人		
月 日～月 日	日間	人		
月 日～月 日	日間	人		
月 日～月 日	日間	人		
月 日～月 日	日間	人		
2. 特記事項				

別記第3号様式

協定番号

実習の受入れに関する協定書

板橋区（以下「甲」という。）が、養成機関（以下「乙」という。）から実習生を受入れるに当たり、板橋区各種実習生受入れ事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第7条の規定に基づき、甲乙間で協定を締結する。

第1条 実習期間、日数、人数及び受入れ施設については、次のとおりとする。

期 間	日数	人 数	受入れ施設名
月 日～月 日	日間	人	
氏 名			

月 日～月 日	日間	人	
氏 名			

月 日～月 日	日間	人	
氏 名			

月 日～月 日	日間	人	
氏 名			

月 日～月 日	日間	人	
氏 名			

第2条 実習生は、実習受入れ施設の長の指示により、施設の正常な運営に協力しなければならない。

第3条 乙は、実施要綱に基づき、実習に要する費用1人につき1日当たり円を負担するものとする。

2 乙は、実習指導に要する教材等の実費が発生した場合、その実費を負担するものとする。

3 前2項に規定する費用の徴収については、実習終了後に甲が乙に一括して請求するものとする。

第4条 実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に専念し、実習目的の達成に努めなければならない。

2 実習生は、実習時間中、板橋区職員が遵守すべき法令、条例等に従わなければならない。

3 実習生は、実習により知り得た個人情報を漏らしてはならない。実習終了後においても、同様とする。

第5条 乙及び実習生は、必要に応じて実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 乙及び実習生は、実習生が故意又は過失をもって第2条及び前条の規定に反する行為により、甲又は第三者に対して損害を与えた場合には、連帶して責任を負うものとする。

第6条 甲は、実習に不適格と認められる実習生について、受入れ決定後においてもそれを取り消すことができるものとする。

第7条 この協定書に定めのない事項については、必要に応じ甲乙双方協議して定めるものとする。

以上

上記協定の証として本協定書2通を作成し、記名押印のうえ、甲乙各々1通を保有する。

年　　月　　日

甲　板　橋　区
代表者　板橋区長　　(公印)

乙　養　成　機　関　名
代表者の職・氏名　　(印)